



真庭市運送業事業継続緊急支援金

燃料価格高騰の影響を受けている
市内運送業者の事業継続を支援するため
使用する車両の台数に応じて支援金を給付します。

市内に営業所のある運送業者が
事業に使用する

貨物自動車
軽貨物自動車
貸切バス
タクシー

市内運送業者に

最大

25万円

を給付

支援金の額

市内の営業所で使用する各車両ごとの単価に台数をかけた額の合計。ただし上限を25万円とする。

貨物自動車：2.5万円、軽貨物自動車：1.5万円

貸切バス：2万円、タクシー：1.5万円

申請期間

令和4年11月1日（火）～令和5年3月31日（金）

※期間を延長しました。

※期間内であっても予算がなくなり次第終了

申請に必要な情報は裏面をご確認ください。

支援金の
対象と金額

○市内に営業所のある運送業者がその営業所で使用する車両
下記の車両ごとの単価に台数をかけた額の合計（上限25万円）

- ・貨物自動車※1 1台あたり 25,000円
- ・軽貨物自動車※2 1台あたり 15,000円
- ・貸切バス※3 1台あたり 20,000円
- ・タクシー※4 1台あたり 15,000円

※1貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業に使用する車両（被けん引車を除く。）

※2貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業に使用する車両

※3道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業に使用する車両

※4道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両

申請方法

- 申請書類
- ・運送業事業継続緊急支援金交付申請書
 - ・市内で事業を営んでいることがわかるもの
 - ・運送業の許可書または届出書の写し
 - 一般貨物運送事業許可書
 - 貨物軽自動車運送事業経営届出書（控）
 - 一般貸切旅客自動車運送事業許可書
 - 一般乗用旅客自動車運送事業許可書
 - ・車検証の写し
 - ・市税の完納証明書
 - ・支援金請求書

○申請先 真庭市産業観光部産業政策課
〒719-3292 真庭市久世2927-2

○注意事項 支援金の交付は1事業者あたり1回限りです。

申請書は真庭市のホームページからダウンロード、または市役所産業政策課、各振興局にてご相談ください。

